

中国農村信用社の農家少額貸付と信用調査

——内モンゴルの実地調査からの考察——

Farmer Microfinance and Credit Investigation of Chinese Rural Credit Cooperative

—— A Case Study in Inner Mongolia ——

張 文 芳*

Wenfang Zhang

(要旨)

農家への資金供給の不足を解決するために、農村信用社による農家に対する無担保の少額貸付—農家少額貸付が1999年から徐々に実施されており、注目を集めている。筆者は、内モンゴル自治区における実地調査で得られたデータを元に、農家少額貸付の実態に迫った。農家少額貸付は信用調査に基づいて行われている。この信用調査は信用社だけでなく、地域の行政機関を動員して行われる大規模なものであり、それによって予め「信用戸」を選定し、主に農家の「換金できる資産」によって信用戸の格付けを決め、貸付の「枠」を与えるという独特の方式を採っている。

こうした信用調査は、次のような調査をめぐるインセンティブ構造によって、上手く実施されている。まず、地域の行政組織にとっては、行政指令のほかに、農村信用社の信用調査に協力する経済上のインセンティブがある。また、貸付員に対しては、貸出額や回収率を賃金に反映する三包一掛の政策が実施されている。さらに、全住民や信用戸にとっては、信用村（郷・鎮）になる利益というインセンティブがある。

以上のインセンティブ構造によって、農家情報の非対称性が克服された。これらの情報に基づいて、まず、貸倒れリスクの高い農家を信用戸から排除するように、信用戸の判定が行われており、また、貸倒れリスクを減少するために信用戸の格付けがなされ、貸付額が農家返済能力範囲により低く抑えられている。これらの貸出前の貸倒れ防止策に加え、実際の農家少額貸付の高返済率は、借り手農家に返済を促すインセンティブと圧力によって実現されている。

信用調査に基づいて行われる農家少額貸付は、「信用枠」方式によって低い利率で極めて簡単に行われ、急速に普及し、中国農家の約3割がこの制度の恩恵を受けている。しかし、農業の不確実性を「換金できる資産」によって回避しようとしたため、信用戸となる条件（換金できる資産）が高く設定され、貸付上限が農家の換金できる資産より低く決められている。

はじめに

中国農村信用合作社（以下「信用社」と略称）は、2006年現在、1万9348社あり¹⁾、中国の全農村を覆う（「郷ごとに1信用社」）金融機

関である（阮2000）。元来は農民が自発的に結成した協同組合で、建国以前から存在した。建国後、人民公社期を経て、事実上、国家銀行の末端組織²⁾であり、かつ集団（人民公社や生産大隊、注2を参照）有の組織となって

* 山口大学大学院東アジア研究科博士課程（The Graduate School of East Asian Studies, Yamaguchi University）

いた（河原2005、斉2000）。改革開放後も国有専門銀行の1つである中国農業銀行（以下で「農行」と略称）の末端組織とされたが、1996年には農行の管理下から離れ、各信用社が独立の経営体となるとともに、農村で農家向けに貸付を行う唯一のフォーマル金融機関となった（阮2000）。だが、農民の協同組合だという性格に反して、信用社の主たる貸付先は郷鎮企業であり、農家に対する貸付には消極的であった（阮2000）³⁾。

この状況を反映して、農家は資金調達で7割以上をインフォーマル金融に頼らざるをえなかった⁴⁾。農家に対するこうしたフォーマル金融の欠如が問題になり、遂に1999年に政府は農家に対する「農家少額貸付」を信用社に実施させる政策（表1を参照）を推進することになった。その後、農家少額貸付は中国全土に広がり、2001年に84.7%、2003年に94.8%（表2を参照）、現在ではほとんど全ての信用社が行うようになっていく。

この農家少額貸付は、無担保貸付であるにもかかわらず、概して、高返済率（90%台後半）を達成している（何2002、楊2003等）。貧しい農民に対する無担保貸付が高返済率を挙げている著名な例としては、バングラデシュのグラミン銀行⁵⁾がある。グラミン銀行のマイクロクレジットはその返済についてグループ全員が連帯責任を負う。これによってグループ内での「相互選択」と「相互監視」が行われる。「相互選択」は、グループを作る際に、返済能力や返済の意思の疑わしい者が排除され、返済が可能だと考えられるメンバーのみでグループが作られることを言うが、近隣の者だけが知り銀行が知り得ない情報の非対称性がこれによって克服される。さらに、「相互監視」は貸付の用途や生活状況などを監視し合い、返済に支障をきたすような行動を控えさせるように働く。これによって貸付は生

産的に使われ、返済が可能になる。グループ化によるこの2つの作用によって、グラミン銀行の高返済率が実現されている（三重野2004や上西2007）。グラミン銀行では、農民のグループ化が高返済率を維持するための鍵であった（坪井2004）。

だが、最初はグラミン銀行をモデルにした制度として試行された信用社の農家少額貸付は、各農家に対する「戸別ローン」が基本であり（「グループローン」もあるが副次的）、そして、グループローンだけではなく、戸別ローンも高返済率を実現しており（Gao=Ishida2005）、その高返済率はグループ化によって実現されたものではない。何（2002）が既に指摘しているように、農家少額貸付の高返済率は信用調査という独自の手法によって達成されていると考えられる。ここでいう信用調査は、ふつう金融機関で行われているものとはかなり異なっており、信用社が地方政府（郷鎮政府や村委員など）・党組織と合同で行う独自の制度である。村委員や信用調査に参加する人が信用調査（農家情報の収集・処理など）や農家少額貸付の返済に積極的に協力するインセンティブ構造は信用調査の成功、及び農家少額貸付が持続可能かの鍵である。

そこで、信用調査はどのようにして農家少額貸付の高返済率を実現しているかが問題になる。これを明らかにする前提は信用調査の仕組みとそれをサポートする条件を解明することである。前掲の何（2002）は高返済率を信用調査に基づくとして述べているが、信用調査の仕組みを明らかにしていない。Gao=Ishida（2005）や重慶調査隊（2005）は、いずれもケーススタディを通じて農家少額貸付における党や地方政府の役割を重視しているが、それがどのように高返済率の実現に影響しているかを明らかにしていない。他方、李（2006）は、

同じくケーススタディを通じて、信用調査を含む農家少額貸付の具体的なプロセスを紹介しているが、信用調査を上手く推進するための要因を検討していない。

そのため、本論文の第1の課題は信用調査がどのような条件の下で、どのような仕組みで行われており、どのようにして高返済率を実現しているかを解明することである。

第2の課題は、こうした信用調査に基づいて行われている農家少額貸付が農家の資金供給にどのように、あるいはどの程度役立っているかの検証である。農家少額貸付が存続可能であっても、農家が抱える問題の解決に役立たないならば、存在意義はない。

そこで、本論文の1節では、農家少額貸付が信用調査に基づいて行われるようになった経緯を明らかにする。2節では、内モンゴル自治区での現地調査で得た知見から、信用調査の具体的な過程を示し、農家情報の収集・処理の意義を明らかにし、一般に農家に対する信用調査にとって困難とされる諸点がどのように処理されたかを解明する。3節では、2節で提示した信用調査に関わる借り手や第三者が期待された通りに行動するかどうかを基礎付けるインセンティブ構造を分析し、少額貸付制度で高返済率が実現される条件を明らかにする。4節では、「信用枠」という少額貸付の特徴を中心として、その特徴を明らかにし、少額貸付がどのように農家に役立っているかを検証する。

1. 農家少額貸付の試行と信用調査

(1) 農家少額貸付の背景

貧しい人を対象にするグラミン銀行のマイクロクレジットは無担保でも高返済率を実現することができたため、世界で同じような金融システムが広まっている。中国においても、

様々なマイクロクレジットの試行が行われてきた。

グラミン銀行型のマイクロクレジットは1993年に杜小山らによって紹介され、彼らはグラミン銀行による少額貸付のやり方を参考に、河北省の易県で少額貸付を行う専門的な機構—扶貧（貧困扶助の意）合作社を作った（李2006）。その後、貧困扶助のための非政府組織⁶⁾によるプロジェクトとして様々な試みが行われてきた。農村地域で少額貸付を行う組織は1993年から急速に増加しつつある。たとえば、大規模といえる国連開発計画（UNDP）による少額貸付は最初（1995年）の2省（四川省・雲南省）の幾つかの県から2005年の17省48県（『中国統計年鑑2006』によると、2005年末、全国に2862県がある）に拡大され、また、前述の扶貧合作社が四つまで設立された（杜・劉2001、徐・袁2007）。

非政府組織は高返済率を実現しているが、国際機関（UNDP、FAO、WTO、IFAD、NGOsなど）から得た資金や寄付金によって貸付を賄っており、国内から預金の受け入れや他の金融機関からの借入を行わないため、貸付量にはおのずと限界があった（杜・劉2001）。また、非政府組織が急速に増大したとしても、活動範囲は広大な中国農村の西部⁷⁾と中部の貧困地域のほんの一部に限られ（Gao=Ishida2005）、全国的な農村金融を担うことは期待できなかった。

一方、政府系組織は財政資金により貧困扶助を行い、主に農行がその運営を担っている。最初の政府系組織による少額の貸付は1986年に開始された（杜・劉2001）。この少額の貸付は、政府の資金による利子補給があるため、金利は3%程度で極めて低かった。にもかかわらず、返済率は1986年から1996年の間の平均で22.6%に過ぎなかった（姜2006）。1997年からは非政府組織による少額貸付の事例を見

習った新しい制度が農行と貧困扶助弁公室の協力で実施されているが、返済率は新事業でも高まっていない⁸⁾(杜・劉2001、楊・郭2007)。これに加え、農行などが行っていたこうした政府系少額貸付は、農行の商業化改革による農村撤退⁹⁾によって農村では広く実施されなくなっている(杜・劉2001)。

(2) 農家少額貸付の試行と信用調査の登場

① 信用社と農家少額貸付の試行

そこで信用社が農家への少額貸付を担う機関として期待されることになる。中国の農村フォーマル金融機関は1990年代には、主に信用社、農行、中国農業発展銀行があった¹⁰⁾。このうち、1996年までは、農村金融の頂点にあり信用社の元締めだった農行は、市場経済への移行の一環である金融制度改革により、商業銀行となり、農村にあった支店を閉鎖して農村から撤退した(注10を参照)。こうした農行は企業の将来性や返済能力をより重視し、農家や郷鎮企業への貸付などを大きく削減している¹¹⁾。農行から融資を受けられなくなる郷鎮企業は唯一の農村金融機関といえる信用社からの貸付に頼るようになり、信用社からの貸付において農家と競争するようになった。また、1994年に設立された農業発展銀行は、政策金融を行う機関であるが、組織の整備が遅れ、農村部の支店等を展開できない状態にある¹²⁾。主に企業を融資対象として専ら農作物(主に食糧、綿花、油)の流通金融を担う機関である(厳2002)。このために、信用社は農村金融においてはほぼ独占的な地位にある。また、概して全国のすべての郷・鎮に存在している(阮2000)。従って、信用社はフォーマル金融機関のうち全国規模で農家貸付を行いうる唯一のものになっている。

ただし、前述のように、元来は農民の協同組合であり、個々の農家への貸付が中心的な

業務だったはずである信用社は、1999年以前、農家への貸付には消極的であった。その原因は主に、まず、信用社は農民の協同組合ではなくなり、農行の指導や行政干渉によって郷鎮企業への貸付が多くなった。また、郷鎮企業より農家の資金需要が規模の点で零細であるので取引コストが高く、利が薄く、貸倒れのリスクが大きいと、信用社は郷鎮企業へより多く貸し付け、さらに、多額の不良債権¹³⁾や、預金集めにおける厳しい競争のため、融資拡大が難しいこと、などである(阮2000、厳2002)。そのため、農家は多くの資金調達をインフォーマル金融に頼らざるをえなかった(注4を参照)。しかし、インフォーマル金融の多くは高利貸であり、農家を破滅させかねないものであった¹⁴⁾。そこで、1999年に農家の資金需要を満たすために、今まで様々な少額貸付の経験を参考にして農家少額貸付が実施された。

実施前、農家少額貸付の試行は河北省滦平(Luan Ping)県信用聯合社によって1998年から行われていた(杜・劉2001、吳2001)。この試行は人民銀行とデスジャーディン・インターナショナル(カナダ)による共同事業で、デスジャーディンは少額貸付を管理するノウハウを提供した。貸付の方法はグラミン銀行と同様のグループローンによる無担保貸付で、グループの編成、貸付、回収は滦平信用社の職員によってなされた(吳2001)。

② 試行におけるグループ化の困難と信用調査の登場

この試行から明らかになった問題は、グループがうまく機能していないことである。この試行において、連帯保証という意識は乏しく、リーダーは貸付の用途を監督しなかった。返済は、借り手個人が村の貸付員¹⁵⁾の家へ出向くか、村の貸付員が借り手の家に集金

に行くというやり方で、グループは関与しなかった。そのために、実は連帯責任を問うことはできず、借入機会も、グループの返済状態ではなく、個人の返済状態にのみ関連づけられた(呉2001)。

グループがうまく機能しなかった理由は、貸付対象となる農民の経済状況にあると考えられる。グラミン銀行等は貧困対策の事業であり、ほとんど資産を持たない貧民が対象である。これに対して、信用社による少額貸付の対象となる農民は、かなりの格差があるものの、最終的な返済手段となる資産をある程度は持っている想定できる。少額貸付を受けるすべての農民が返済を保証できる十分な資産を持つとは限らないが、改革開放以来、都市部には及ばないとしても、恒常的な所得上昇を経験してきた中国の農民は、平均的に見てある程度の資産を持っていると考えてよいだろう。

グループの形骸化は、返済できるだけの資産があるという点から説明できる。本人に返済能力があれば、他のグループメンバーが連帯保証するとしても、実際に連帯責任が問われる可能性が低いので、連帯保証は形式的なものとして受け止められる。また、リーダーも資金の使途に神経質になる必要はない。こう考えると、グループの形骸化は、貸付対象が資産のない貧困農民ではなかったことと、返済できる資産を有することができることの必然的な結果といえる¹⁶⁾。

グループの形骸化によって、この試行における貸付は個々の農家に対するものという形になる。その返済方法(グループとは関係がない)、及び借入の方法(個人の返済状況に関連付けられた)は、グループローンの試行から生まれた新たな方法である。そして、こういう方法を採用する少額貸付は、1998、99の両年は返済率がより高く90%を上まわった(呉

2001)。こうして、高返済率を実現できる新たな少額貸付一個々の農家向けの少額貸付(農家戸別ローン)が誕生した。

この少額貸付は個人の返済状況に関連付けられたので、農家の返済能力や返済意思、素行に関する情報の収集や評価などがその返済にとって重要となる。そのため、信用調査が導入される。信用調査そのものは次項で扱うが、試行におけるグループ化の無効に対応して、農家少額貸付は後述のように戸別ローンを中心として制度化される。

こうした試行結果の影響で、1999年7月に人民銀行はフォーマル金融機関である信用社による農家少額貸付の推進を開始する(表1)。貸付には農家戸別ローンと農家グループローン(聯保貸款)の2種があるが、どちらも農家の信用をもとに貸すため、ともに戸別の信用調査に基づいて行う(農家少額貸付の規則や制度を参照)。戸別ローンは後述のように農家少額貸付の基本であるが、グループローンは戸別ローンより大きな貸付上限額となり、農家のより多額の資金需要を満たすためである。表1に示すように、制度的にも戸別ローンが先行し、表2に示すように戸別ローンは急速に普及し、現在ではほとんど全ての信用社が実施していると考えられるが、グループローンはそれほど普及していない。なお、表3に示すように、農家少額貸付に占めるグループローンの比率は2001年の26.6%、2006年の35.8%であり、ずっと農家少額貸付の3割前後と伸び悩んでいる。

③ 農家に対する信用調査の困難

信用調査に基づく無担保の戸別ローンという形が農家少額貸付の基本であるが、農家に対する信用調査には、以下のように様々な本質的困難を伴う。

1) 一般的に、農業は収穫を天候等に左右

表1 農家少額貸付の規則や制度

農家戸別ローン		農家グループローン	
制定時期	規則や制度	制定時期	規則や制度
1999年	「農村信用合作社農戸小額信用 貸付管理暫行方法」	2000年	「農村信用合作社農戸聯保貸付 管理指導意見」
2001年	「農村信用合作社農戸小額信用 貸付管理指導意見」	2004年	「農村信用合作社農戸聯保貸付 指引」

出所：中国人民銀行（1999、2000、2001）、<http://www.pbc.gov.cn/>（2008年6月7日）と
中国銀行業監督管理委員会（2004）、<http://www.cbrc.gov.cn/>（2008年6月7日）

表2 農家少額貸付を実施する信用社の数（単位：個）

項目	年	2001	2002	2003
信用社の数 ¹⁾		38,153	35,544	33,979
農家戸別ローンを実施する機関数と その割合		32,312 84.7%	30,710 86.4%	32,225 94.8%
農家グループローンを実施する機関 数とその割合		19,249 50.5%	16,571 46.6%	18,553 54.6%

出所：『中国金融年鑑』（中国金融学会編2002-2004年）。

表3 全国信用社における農家戸別ローンとグループローン（単位：億元）

項目	年	2001	2002	2003	2004	2005	2006
農家少額貸付		446	999	1,565	2,042	2,407	2,582
戸別ローン		327	746	1,112	1,389	1,579	1,658
グループローン		119	253	453	653	828	924
農家少額貸付に占めるグルー プローンの比率		26.7%	25.3%	28.9%	32.0%	34.4%	35.8%
農家少額貸付の増加率		—	124.0%	56.7%	30.5%	17.9%	7.3%
貸付に占める農家少額貸付の比率		3.7%	7.2%	9.2%	10.6%	12.9%	12.5%
貸付		11,987	13,938	16,979	19,238	18,681	20,682
貸付の増加率		14.3%	16.3%	21.8%	13.3%	-2.9%	10.7%

出所：『中国金融年鑑』（中国金融学会編2002-2007年）。

注：貸付はまた、農業集団貸付、郷鎮企業貸付、他の貸付などを含んでいる。

されるために固有の不確実性を持ち、将来の収入を予測することが難しい（加藤1983）。2）通常、自営農家は正式の簿記を行っていないから、商工業者などのように帳簿を基礎にする信用調査は不可能で、返済の定量的な根拠を求めることができない（後述の調査結果）。3）各農家の個別的な事情、とくに返済の意思の有無やインフォーマル金融からの借入などは信用調査で信用社が最も重視する情報であるが、日常生活をよく知る者しか得られない情報で、ふつうは入手困難である（何・李

2005）。4）信用調査に要する費用も問題になる（Gao=Ishida2005）。貸し出される金額が小さいほど貸付額に比べて信用調査費用が高くならざるを得ず、金利を押し上げてしまう。しかも、広い地域に散在する農家に対して実地調査を行うとすれば当然大きな費用を要する。農家少額貸付がこのような難問をどのようにして解決したかを以下に示す。

2. 信用調査のプロセスと農家情報の収集・処理—筆者の調査地を例に

農家少額貸付は、開始する前に広範囲な農家への信用調査を行うことによって成り立つ。信用調査は戸別ローン規則や制度に記載されている基本的な骨格により全国一律に進められるが、貸付上限額・期間・用途、信用調査の具体的なやり方とその有効期限¹⁸⁾などは各地域の特性をふまえて信用社ごとに決められる。結果は入手の農家情報に基づく、貸付を受けられる信用戸かどうかという判定と、返済能力の程度に応じた格付けがなされ、格付けに従って貸付上限額が相違してくる。

次に信用調査を特徴とした農家少額貸付の実態を実地調査によって得た事実に基づいて説明する。筆者は主に2005年3月、2006年8月及び2007年3月、内モンゴル自治区・YY市XX区の農村信用聯社¹⁹⁾で聞き取り調査を行った²⁰⁾。ここでは聞き取り調査およびXX区農村信用聯社の内部資料、関連資料に基づいて、農家少額貸付における信用調査の具体的な内容を明らかにし、その意義、特に農家情報の非対称性の解決と信用戸格付けによる高返済への貢献を解明する。

(1) 現地調査の概要

① 調査対象

内モンゴル自治区、XX区農村信用聯社における聯合社P主任、R経理、S会計、S鎮信用社におけるB主任、I貸付員、M鎮信用社におけるD主任、T貸付員、W貸付員、農家Q。

② 調査期間

- 1) 2005年3月13日～3月21日
- 2) 2006年8月27日～9月20日
- 3) 2007年3月15日～3月23日

③ 主な調査内容

- 1) 信用社の基本状況や、不良債権の状況と処理方法、信用調査の実施者や農家少額貸付の借り手、各鎮や村における信用調査の手續きと進捗状況
- 2) 信用調査の難点・役割や、信用戸数、農家少額貸付の用途、農家少額貸付の実施状況、他の貸付の状況、所有権改革状況、
- 3) 農家少額貸付の返済状況、不良債権となる原因、農家の返済意識、新たな変化や問題など

④ 農家少額貸付に関連する主な資料

- 1) 基本状況表（各支店とその総計の職員数、管轄地域農家数、その支店数など、2002年から2004年まで）。
- 2) 業務経営表（各支店とその総計、2002年から2004年まで）。
 - 2-1) 資産、負債、預金、貸付、及び農業貸付の累積など
 - 2-2) 不良債権、準備預金など
 - 2-3) 農業貸付、農家少額貸付など
 - 2-4) 資本、自己資本比率、設備投資など
 - 2-5) 収益、支出など
- 3) 各財務指標分析表（各支店とその総計、2005年と2006年）。
 - 3-1) 預金、貸付金、不良債権など
 - 3-2) 株金、農業貸付金、少額貸付金、自己資本比率など
 - 3-3) 各貸付金の累積額など
 - 4) 信用調査に関する書類（総称は小額農戸信用貸款管理檔案である）
 - 4-1) 貸付契約書（農戸限額信用借款合同）
 - 4-2) 農家信用調査表（農戸信用状況調査表）
 - 4-3) 農家信用度、貸款上限額評定、年檢表
 - 4-4) 「農戸小額信用貸款管理方法」と「農家聯保貸款實施細則」
 - 4-5) 創設「千村万戸信用工程」實施方案

- 4-6) 農家少額貸付操作説明
- 5) 利率表 (2006年8月、2004年8月など)
- 6) 空白「貸付証」
- 7) 不良債権処理の書類など

(2) 筆者の調査地と調査対象の基本的な状況

内モンゴル自治区は中国の北部の国境に位置するが、沿岸と内陸部の格差縮小を目指す政府の巨大プロジェクト「西部大開発」²¹⁾の対象地域であり、中国国内では貧困地域とされている。調査対象である区が所在するYY市は12区・旗・県を含んでいる。XX区は郷鎮29、村260、農家11.02万戸、人口51.57万人で、うち42.93万人が農民である。YY市の農民(牧民を含む)一人当たりの純収入は、2000年末に1683.85元で内モンゴル自治区の最下位付近にあり、貧困地域である。またXX区の農民一人当たりの純収入は、2000年末には1510元でYY市平均より低かったが、2006年末には3850元となり、YY市の平均より高くなった²²⁾。

XX区農村信用聯社は2006年6月現在では職員566人、1聯社本社・29信用社(支店)・36分社(信用社より規模が小さい)・25貯蓄所を管轄し、これらの下部機関は各郷鎮および村に広く設置されている。本論文と関連する財務状況を表4に示す。2001年末から2006年8月までの間に、預金は2.47倍、貸付は2.85倍に増加した。また、2002年末に約31%だった農業貸付の比率は、2006年8月には約73%

まで増大し、同じ期間に金額では約6倍も増加している。

農家少額貸付は人民銀行によって全国的に急速に推進された。XX区では農家少額貸付は2002年からXX農村信用聯社の支店であるA信用社によって試行され、その後各信用社が実施するよう推進された。なお、当時、XX区政府は農村構造改革を推進しており、戸別の農家少額貸付では上限額が小さく農業構造改革に必要な資金が不足した。そこで、XX農村信用聯社は、2002年7月からより上限額が高い農家グループローンを開始した。XX区の例でも、戸別ローンが主たる貸付方法であり、グループローンはその限界を補うものとして位置づけられている。

しかし、農家少額貸付の用途に関して、前掲の表1に示す全国農家少額貸付の規則や制度は用途を問わないと書かれているが、これと異なり、XX区農村信用聯社は、次のように資金の用途を決めている。つまり、農家少額貸付は、農牧業の生産、農機具の購入、農地水利建設、農・副産物の加工、農牧業の開発、販売流通業、手工業、科学技術研究・応用などに使うことである。

(3) 信用調査と農家情報の収集

信用調査は「信用工程」と呼ばれるが、共産党支部・村委員会という行政組織等を動員して一斉に行われる。以下では筆者の調査地(以下XX区と略称)の実例に即して信用調査

表4 XX区農村信用聯社の財務状況 (単位: 万元)

項目	年,月	2001	2002	2003	2004	2005	2006.8
預金残高		51,252	60,618	80,296	100,388	110,527	126,446
貸付残高		41,982	47,538	57,363	75,029	88,331	119,617
預貸率		81.9%	78.4%	71.4%	74.7%	79.9%	94.6%
農業貸付残高		—	14,581	21,126	36,802	54,767	87,017
貸付のうち農業貸付の占める比率		—	30.7%	36.8%	49.1%	62.0%	72.7%

出所: XX区農村信用聯社の資料。

の実態を明らかにし、農家情報を収集する方法と過程を解明する。

① 信用調査の実施組織

信用調査は行政組織（党組織）が主導する。XX区では、「千村万戸信用工程」（当該地域では信用調査をこう呼ぶ）を推進するために区政府が「指導者委員会」（指導者小組）を組織している。この委員会はXX区長を委員長とし、副委員長は党の区委員会副書記と区政府副区長、メンバーは区法院（裁判所）院長、公安局局長、検察院院長、農牧局局長などの政府・党の要人と、信用社からは信用社・区聯社のトップである理事長、さらに区聯社の主任、副主任などで構成される。従って、信用調査は単なる金融機関による調査という領域を超えて、区政府から郷鎮政府・村委員会という行政組織を動員して行われる、いわば準行政的な事業であり、政治的キャンペーンという側面を持っていた。

実際の信用調査は各信用社（郷・鎮）のレベルで、「審査評定委員会」と「信用調査評定チーム」という2つの組織によって行われる。審査評定委員会は信用社内部の組織であり、メンバーは郷・鎮の信用社の主任（支店長）が選定する。主任を長とし、副主任、会計、当該の村を担当する貸付員など5～7人で構成される。信用調査評定チームのメンバーは審査評定委員会によって選出されるが、当該の村を担当する貸付員を長とし、共産党支部や村委員会の委員、最下級の行政単位である村民組の組長、村民の代表など5～7人で構成される。このチームは党や行政組織を含み、準行政的な性格を持つ。

② 信用調査のプロセスと農家情報の収集

次に実際の信用調査のプロセスと情報収集の方法・過程を示す。

最初のプロセスは、村民集会である。村委員会は村民大会を開き、農家少額貸付の制度を説明し、貸付を受けたい農家を登録する。登録は大会のときだけでなく、いつでも村委員会に申し出ることができ、さらに貸付員に申し出て村委員会に伝言してもらうこともできる。

第2のプロセスは、村委員会の委員が「農家信用状況に関する推薦表」を作成し、少額貸付を受けたい農家を信用調査評定チームに推薦することである。原則では信用社の出資者²³⁾であれば誰でも推薦を受けることができるが、返済能力がないと村委員に判断された場合、その農家は推薦表から外される。

第3のプロセスは、信用調査評定チームのメンバー全員が推薦された農家で実地調査して、「農家信用状況調査表」を作成することである。この調査表は主に、以下のような項目を含む。①家庭固定財産や預金、他の比較的短期間に換金できる財産など。主な固定財産である家屋や換金できる財産を時価で評価する。②収入予測。年収入は500元以上のものが記入される。田畑の広さ、育成している品目、養殖数等、他の収入の予測も記入される。③支出予測。日常消費支出、生産支出、重大支出（たとえば学費、結婚の費用、建物費用、大きな固定資産の購入の支出）など。調査表は通常簿記を行わない農家の財務情報を収集するための信用社の工夫であり、かなり細かな点まで数値化を求めるもので、信用調査で測定する返済能力をできる限り客観的に把握しようとする意図が伺える。

第4のプロセスは、信用調査評定チームによる審査である。審査は実地調査で作成した調査表の情報を元にするほか、過去の貸付を期限内に完済しているかどうかや現在負っている負債などの信用社が持つ情報も追加される²⁴⁾。さらに、組長、村民代表など戸別農家

の具体的状況を知る委員の意見を加え、資金実力（返済能力）の強弱や信用状況（良・好・差の3段階評価）が判断される。最終的には、委員の多数決によって各農家が信用戸（少額貸付を受けられる農家）か否かと格付けの等級、貸付上限額が決められ、これに基づいて「検査表」が作成される。

第5のプロセスは、信用調査評定チームの審査結果の公示である。すなわち、信用戸の氏名と貸付上限額、信用戸とされる期限などを対象農家の居住する村で公示する（ふつう7日間）。公示は本人以外の近隣農家に、多くの人に知られない情報を提供させる方法である。異議のある場合は異議の内容によって、再度、信用調査評定チームが招集され、異議が検討され、その結果（信用戸資格の取り消しか、信用格の格下げか、あるいは無影響か）を検査表に記載する²⁵⁾。異議がなければ検査表にその旨記載する。

第6のプロセスは、審査評定委員会による審査である。この委員会は調査表、検査表に基づいて主に書面での審査を行う。内容は再審査であり、文書で集められたデータに照らして信用調査評定チームの判定が妥当かどうかを審査する。この審査を経て信用戸が選定され、格付けが決まる。

最後のプロセスは契約の結び、「資信証」²⁶⁾と「社員証」²⁷⁾の交付である。貸付員は農家と3年期限の契約を結び、資信証と社員証を交付する。また、グループローンの場合は、別にメンバー間の「協定書」が作成される。資信証は契約期間内に上限額までの貸付を行う信用社の義務を示すものであり、当該農家に対する信用枠の設定を含意する。

上記の大きな信用調査は基本的に3年に1回行われるが、貸付員も補足的な信用調査を行っている。貸付員は年初に定期的に信用調査を行うが、この調査では基本的に前年

の収入と支出の状況が調べられて調査表に記入される。この報告は審査評定委員会に送られて審査される。また、農閑期の貸付や返済で貸付員が農家に接触できる機会があれば、その時に収入状況などを聞き取り調査することもある。さらに、貸付員は村委員会と頻繁に接触し、各信用戸の情報収集も行う。なお、労働力状況や経営状況場合、貸付員の判断で、再度評定チームによる評価が行われることがある。また、返済不能や返済遅延が生じた場合、貸付員が格付けの引き下げや資信証の没収を行い、同時にこの処置は掲示板等で公示される。このように比較的短い周期で繰り返される貸付員による調査や情報収集によって、借り手の最新の状況が繰り返し確認される。これは貸付の返済率を高めるための債権管理上の工夫であるが、貸付員は回収の正否を握る重要な機能を担っている。

一般的に、農家に関する情報は簡単に入手できるものではない。何・李（2005）が指摘しているように、農村社会は人の流動性が低く、農村外へはそうした情報が流出しないので、外部において十分な情報を手に入れるのは難しい。その一方、農村社会内部では、噂話（gossip）は農村社会の情報の蓄えと伝播の主な方法であるので、誰かが信用を守らないことをしたら、これは噂話によって素早く村の人々に知られてしまう（何・李2005）。そのため、内部の農家に農村内部における今まで蓄積されてきた情報を提供させることは、農家情報の収集にとって非常に重要である。前述のように、信用調査は、農家や、村を管理して農家の情報を良く知っている村委員会や組長などを動員し、情報を提供させようと工夫されている。これにより、信憑性が高い情報がより多く信用社に把握され、農家情報の非対称性が解決される。

(4) 調査情報に基づく信用戸の格付けと貸付限度管理

次にどのように農家の情報を利用して、信用戸の判定と格付けを行っているかを考察する。信用調査の基礎になるのは実地調査による「農家信用状況調査表」であり、この調査表は、主に収入や資産などの定量的な情報を集めて返済能力を示す。加えて、定性的な情報は、主として返済の意思に関わるものから構成されている。

一般的に、信用戸となるには、まず、信用状況が良・好以上という条件を満たす必要がある。前述のように、信用状況の評価は信用社や村委員及び組長などが提供している定性的な情報に基づいて行われる。次に、格付けが基本的に定量的な情報によって付与される。ただし、最後に、公示に対する異議として、農家が提供する定性的な情報は、格付けを修正するが〔注22〕を参照、「格下げ」（信用戸資格の取り消しを含む）の場合にのみ利用される。

① 信用戸となる定量的な条件

XX区信用聯社の場合、少額貸付を開始した当初(2002年)は、「保証できる十分な資産」があるという条件の下で、出資金に対応して貸付上限額が決められた。たとえば、500元の出資金があれば、「1級」の格付けが与えられ、5,000元が貸付限度となる。保証できる十分な資産の金額は具体的に示されていない

かったが、土地使用権（請負権）を含めることができたためさほど厳しい条件ではなく、格付けは主に出資金で決まった。

出資金に対応した貸付上限設定は、形式的には協同組合である信用社への出資という出資者の貢献に対する報酬という考え方に基づく。だが、出資金は返済能力の指標にはならないので、これでは信用調査の意味がなくなってしまう。このような制度設計が行われたのは、信用社が膨大な不良債権を抱えており、当時は自己資本の充実が喫緊の課題だったためで、少額貸付も出資者に強いインセンティブが与えられたわけである。

この評価方法は2002年7月にグループローンが開始されると同時に、換金できる資産を中心にしたもの置き換えられた。表5がそれであり、出資金も条件に入っているが、換金できる資産を信用枠の上限額（格付各級の最高の貸付金額）に対応させたものである。

これは、農業の不確実性を考慮すれば収入や支出などの要素はそれだけでは返済能力の指標になりにくく、換金できる資産が最も簡単に農家の経済状況を測ることができる尺度で、返済能力との関連が最も強いことが経験から発見されたということである。この場合、出資金と換金できる資産の2条件を同時に満たす必要があるが、いずれも定量的なもので一定の客観性を持ちうる。

表5に示すように、換金できる資産が4000元以上の農家は信用戸と評定され、農家少額

表5 XX区信用社の「信用戸格付、条件及び貸付の上限額」の定量的指標（単位：元）

信用戸の格付	農家戸別ローンの信用戸			農家グループローンの信用戸		
	換金できる資産	出資金	上限額	換金できる資産	出資金	上限額
一級	10,000	500	5,000	80,000	600	50,000
二級	6,000	300	4,000	60,000	400	40,000
三級	4,000	100	3,000	50,000	300	30,000

出所：XX区農村信用聯社の資料。

注：換金できる資産は、農家が有する資産を市場価格で評価したもの。出資金と換金できる資産の金額は下限である。

貸付を受けることができる。言い換えれば、返済を確保するために、換金できる資産が4000元より低い農家は信用戸から排除されている。ただし、4000元はXX区では必ずしも高いハードルではないと思われる。その理由は、2002年には20.3%だった信用戸は、2006年8月には56.0%まで上昇し（表6）、そして2004年からの全国信用戸の割合〔表8と4節の(1)を参照〕より高かったからである。

② 信用戸の格付けと貸付上限管理

表5に示すように、信用戸は1級～3級の格付けがなされているが、換金できる資産に比例して貸付上限額が設定されている訳ではない。実は、各級の貸付上限額に対応する換金できる資産の下限は、具体的な数量の論証によるものではなく、信用社の経験で事前に貸付上限額より高く決められている。それから、農家の換金できる資産を各級のそれと比べることによって、信用戸の格付けが付与され、同時にその貸付上限が分かる。これにより、信用戸の貸付上限額は常に農家の換金できる資産より低く、農家の返済能力の範囲に抑えられている。

さらに、級が低いほど、換金できる資産は相対的に少なくてもよいことになっているが、これは金額が大きいほど返済不能・遅延の発生率が高いためである。

(5) 信用調査の困難克服

こうした信用調査のシステムは、前述の農

家に対する信用調査の困難を克服するものである。すなわち、1) 農業に固有の不確実性は換金できる資産という農業の不確実性に左右されない支払能力の指標で代替でき、2) 正式な簿記の欠如は、手間がかかるが、農家の実地調査による調査表を中心とする表の作成で補い、3) 各農家の個別的な事情については村民代表や村委員会委員を信用評定チームに加えたり、公示に対する異議を募ったりすることで、情報を獲得できるようにしている。4) 信用調査の費用の大部分は、信用調査を政治的キャンペーンにすることで、行政組織や党組織、そして住民の協力者に転嫁されている。

さらに、貸倒れリスクをより低くするために、こうした信用調査は、入手した農家の情報に基づいて、返済能力や返済意思がない農家を排除し、そして、信用戸に対する貸付額を農家の返済能力の範囲により小さく抑えることに役立っている。

3. 農家少額貸付をめぐるインセンティブ構造とその返済

農家少額貸付は比較的低い金利で貸し付けられるから、確実な回収なしでは制度が継続できない。従って、高返済率の実現は農家少額貸付の最も重要な必要条件である。表7に示すように、XX区において農家少額貸付は高返済率を実現している。XX区農村信用聯社の不良債権の状況を全体で見れば、2004年

表6 XX区における信用戸の変化（単位：戸）

項目	年,月	2002	2003	2004	2005	2006,8
信用戸数		27,450	29,861	57,305	61,025	61,680
郷村戸数		135,139	132,863	117,872	117,899	110,191
信用戸の割合		20.3%	22.5%	48.6%	51.8%	56.0%*

出所：XX区農村信用聯社の資料と『内モンゴル統計年鑑』（2003-2006年）。

注：*2006年8月の信用戸の割合は、2006年8月の信用戸数と2006年の郷鎮戸数によって計算。

で約45%という驚異的に高い不良債権比率であった²⁹⁾。しかし、農家少額貸付の不良債権比率は非常に低くいずれの年も2%~4%台である。

こうした高返済率の実現は、前述の貸倒れリスクをより低くする工夫のほかに、信用調査や返済におけるインセンティブ構造と関わっている。そこで、信用調査を実施する主な担当者のインセンティブを分析し、また、借り手農家に返済を促すインセンティブと圧力の構造を示し、農家少額貸付の高返済率が実現される条件を明らかにする。

(1) 信用調査をめぐるインセンティブ構造と返済

① 信用村・信用郷（鎮）によるインセンティブ構造

信用調査をめぐるインセンティブ構造を説明する前に、信用村・郷（鎮）という制度（特定の地域では信用組²⁹⁾という制度もある）について触れておく。XX区では、信用村は以下の条件をすべて満たす必要がある。①健全な村委員会があること、②村委員会の借入が不良債権でないこと、③信用社の業務に対して村委員会の協力が得られること、④農家の80%以上が信用戸となること、⑤農家の85%以上が信用社の出資者であること、である。信用村と評定されれば、信用村の信用戸の貸付が優先され、そしてその地域の貸付金利のうち5%が割引かれる。また、信用郷（鎮）

について、その下にある村の信用村比率や出資者比率、さらに出資者増加や貸付の回収に協力することを条件にして判定される³⁰⁾。信用郷（鎮）と評価されれば、貸付上の優遇がさらに追加される³¹⁾。

信用村・郷（鎮）の制度は村や郷（鎮）などの信用戸全体の利益になる。このために、信用村・郷（鎮）になっているところでは、信用村などの維持、つまり円滑な回収に住民全体が強い利害関係を持ち、さらに信用村になる可能性があるところでは、信用戸を増やすことが村全体の目標になり、信用調査への協力に対して強いインセンティブが生じる。これらの場合は、返済能力がある信用戸を増やすことと、返済能力が疑わしい信用戸を作らないことが信用戸全体の利益になるから、近隣の住民は正しい情報を提供すると考えられる。

なお、返済確保のために、信用村は信用戸となる比率などでかなり厳しい条件を満たす必要がある。それにもかかわらず、XX区は中国において貧困地域であるが、信用村となることが難しくない。2004年末の時点で、XX区には信用村78（村の総数の3割）、信用郷2が認定されている（筆者の調査資料）。信用村の要件からみて、XX区の村の3割では信用戸は総戸数の80%を超えていたことになる。さらに、信用村・郷（鎮）のインセンティブ構造は、信用戸や信用村・郷（鎮）の増加によって、借り手の信用戸がより多くの信用

表7 XX区農村信用聯社の不良債権（単位：万元）

項目 年	貸付残高	不良債権 残高	全体の不良 債権比率	農家少額貸 付残高	農家少額貸付 の不良債権	農家少額貸付の 不良債権比率	他の貸付*の 不良債権比率
2004	75,029	34,000	45.3%	24,034	764	3.2%	65.2%
2005	88,331	25,830	29.2%	35,740	1,388	3.9%	46.5%
2006	113,053	23,109	20.4%	40,263	1,047	2.6%	30.3%
2007	128,547	22,211	17.3%	36,148	1,518	4.2%	22.4%

出所：XX区農村信用聯社の資料。

注：*他の貸付は農家少額貸付を除いた貸付である。

戸に監視されているため、強まる傾向がある。このため、多くの村・郷（鎮）において、こうしたインセンティブ構造をより良く働かせるには、高返済率を確保しながら、信用村になる条件を少し緩めることが実現できると考えられる。

② 行政組織（村委員会や村の党支部など）に対するインセンティブ

前述のように、XX区における信用調査は、XX区政府を中心にして進められ、行政の強い関与の下で行われている。すなわち、行政組織（村委員会や村の党支部、郷鎮政府など）は上部組織の指令により信用社に協力するよう指令を受けている。行政指令に従って信用調査に協力する村や郷（鎮）は、信用村・郷（鎮）となれば、表彰の賞牌が配られる。これは村・郷（鎮）を管理する人々の功績を示していると評価される。

さらに、この行政指令に加えて、行政組織が信用社に協力する経済上のインセンティブもある。信用戸であれば、他の農家と同様に、信用村・郷（鎮）による金利の割引などの経済上のインセンティブがある。加えて、XX区における信用社の職員によると、行政組織は、年間に何回か信用社から借入を行う必要があり、それらの借入を円滑にするために、信用社の信用調査にも協力するということである。

③ 貸付員に対するインセンティブ

貸付員は農家少額貸付の管理に直接の責任を負っている信用社の職員であり、信用調査と返済に大きな役割を果たしている。そのため、貸付員に対する「三包一掛」政策が実施されている。「三包」とは少額貸付の貸付・管理・元利回収であり、「一掛」はこれらと給料を連動させることである。これにより、

貸付員はできるだけ多くの貸付を行い、なおかつ回収遅延・不能という事態を避けたい。このように貸付員に対しては明白なインセンティブが与えられている。そして、その活動は審査会によってチェックされている。

XX区においては、信用調査の仕組みに以上のインセンティブ構造が加わることにより、農家情報の収集がスムーズに進んでおり、情報のより高い信憑性が得られている。これにより、農家情報の非対称性が克服されると考えられる。また、これらの情報に基づく信用戸の判定、格付けなどがより正確に行われるようになっている。

(2) 返済へのインセンティブ構造と圧力

実際の農家少額貸付の返済は、借り手農家に返済を促すインセンティブと圧力によって実現されている。

① 返済へのインセンティブ構造

XX区では、3年期限の信用枠が与えられており、この間に返済すれば信用戸の地位が継続され、すぐに再び貸付が受けられる。他方、返済が遅れたり、できなかつたりすると、格付けが引き下げられ、信用戸の資格剥奪というペナルティーが課されている。信用戸でなければ、農家少額貸付を受けることができない。農家は良好な信用状況を維持し、再び貸付を受けるために、積極的に返済しようと努力するはずである。

② 返済への圧力

返済へのインセンティブだけではなく、返済への圧力も実在している。行政ぐるみで大がかりに行われる信用調査は、返済の強制という点では重要な意味を持っている。信用調査において、信用戸であることが公示を通じて近隣にも知られており、さらに信用戸の資

格剥奪や格下げも公表される。この公示や公表は、農村社会の関係を利用しようとしており、返済を促すためである。

何・李（2005）は「社会資本」という言葉で、農村社会が信用という名誉を基礎にして成り立っており、少額貸付はこの信用に依拠した関係であることを示している。名誉を守ることが返済への強い力となるというのである。返済不履行は、近隣の住民から白眼視され名誉が傷つけられるだけでなく、農民の日常世界を支配する党支部や村委員会からも問題視され、行政上不利な取り扱いを受ける要因になりうる。つまり、近隣のコミュニティーの監視の目があるだけでなく、公的な機関からも返済への圧力がかかる。この圧力は、返済資金のない農家だけではなく、返済意思のない農家にも作用する。従って、農家少額貸付は「社会」だけでなく、公的・政治的な関係からも「担保」を取られているわけである。さらに、こうした返済への圧力は前述の信用村・郷（鎮）のインセンティブによって強まっている。

以上、こうした返済へのインセンティブと圧力は、ローン返済の優先順位を高め、すなわち農家少額貸付を優先に返済し、また、一時的に返済の資金がなくても、どこから資金を調達しても返済しようとするように作用する。これにより、農家少額貸付の高返済率が実現されている。

4. 信用調査と農家少額貸付の発展・限界

信用調査とそれをサポートするインセンティブ構造を考察し、主として農家少額貸付が高返済率を実現している理由を見てきたが、ここではこれらの結果を踏まえながら、全国の農家少額貸付の変化を考慮に入れて、

農家金融としての農家少額貸付の発展と限界を分析する。

(1) 信用枠と農家少額貸付の発展

① 信用枠としての農家少額貸付

農家少額貸付は事前の信用調査によって、いつでも貸付を受けられる信用枠が与えられる。農家少額貸付は、「一回の査定により、いつでも貸し出し、上限額内に貸付金額を管理し、何度でも使え、回転で貸し出す」（前掲の表1）に示す農家少額貸付の規制や制度などという貸付原則に基づいて実施される。「一回の査定により」は、前述の信用調査のことで、貸付がすぐに必要でない場合でも、審査は事前に行われる。「いつでも貸し出し」は、事前審査で信用戸と認められた有効期限内であれば、さらなる調査なしに、申し出れば随時貸付が受けられるということである。「上限額内に貸付金額を管理し」とは、事前の信用調査により認められた上限額、つまり信用枠の枠内では随意、貸付を受けることができるが、一時点での貸付総額はこの枠内に制限されるということである。「何度でも使え」は、信用枠内で貸付・返済を何度行ってもよいということである。「回転で貸し出す」とは、返済されても資信証の有効期限内であれば、再度貸付を受けられるということである。このように、予め信用枠が与えられていることにより、信用戸は迅速に貸付を受けることができるわけである。

貸付を受けるには村を担当する貸付員に申し出るか、信用社に向くかの方法があるが、「3証1章」を提示すれば即座に貸付を受けることができる。「3証1章」とは資信証、社員証、身分証明書及び印鑑である。農家少額貸付が開始されるまで、信用社の農家貸付では、煩瑣な手続きと多くの書類を要した。またコネがなければ信用社からの貸付が受けられない

とも言われた。農村少額貸付では信用戸と信用枠を事前の信用調査で確定しておくことにより、この手続きが大いに簡略化された。この手続きの容易さは農家少額貸付の大きな魅力となっている。

信用枠による迅速な貸付に加えて、信用戸は以下の2点において優遇されている。①優先的に貸付を受けられる。概して金融機関では小口の貸付は後回しにされがちであるが、農家少額貸付では他の融資に優先して貸付が行われることになっている。②一般的な貸付金利のうち5%が割引かれ、他の貸付に比べて低金利で借りられる³²⁾。さらに、信用村や信用郷(鎮)の場合、前述のように農家少額貸付では更に金利引下げが受けられる。

② 農家少額貸付の発展

ここでは、全国における信用戸と農家少額貸付の数量上の変化を、XX区におけるそれと比較し、農家少額貸付の発展状況を分析する。

まず、信用戸の増加は前掲の表6 (XX区信用社)、表8 (全国の信用社) に示されている。全国の農家総数に対して農家少額貸付を受けている農家は、2002年26.7%、2003年28.4%であった。2005年9月には32.3%まで上昇しつつあったが、2006年11月には個数・割合ともに微減となった。なお、信用戸に評定されたが貸付を受けていない農家も存在する

ので、実は貸付を受けられる信用戸はこれよりやや多いと考えられるが、さほどの相違はないだろう。すなわち、農家少額貸付は全国的にみて3割ぐらゐの農家に利用されるようになっている。他方で、XX区では信用戸は、2006年8月には56.0%に達しており、XX区が比較的貧困地域であることを考慮すれば、全国の信用戸比率はもっと高まってよいはずである。

また、前掲の表3 (全国の信用社) と表9 (XX区信用社) に示すように、両者 (全国とXX区信用社) の農家少額貸付は以下のように大きな相違点がある。

1) XX区信用社の貸付は2002年から2006年までに2.4倍増大したが、農家少額貸付は23.9倍に急速に増加している。一方、全国の信用社の貸付も2001年から2006年までに1.7倍増大し、農家少額貸付も5.8倍多く増加しているが、XX区より増加率が小さかった。また、XX区信用社では、貸付の約3割が農家少額貸付であり、少額貸付は主要業務にまで成長しているが、全国の農家少額貸付では信用社の全貸付の10%を占めるにすぎず、まだ信用社の主要業務になっていない。全国の信用社では農家少額貸付増加の余地はまだ大きいと考えられる。

2) 農家少額貸付では、XX区信用社のグループローンの比率が60%を超えるまでに上昇している³³⁾。また、近年では、全国の信用

表8 農家少額貸付を受けた全国農家戸数の変動

年	少額貸付を受けた農家の戸数 (万戸)	農家少額貸付を受けた農家の 農家全体に占める割合
2002	5,986	27%
2003	6,217	28%
2005 (9月)	7,134	32%
2006 (11月)	7,072	31%

出所：2002と2003年のデータは『中国金融年鑑』（中国金融学会編の2003年と2004年）、2005年のデータは『2005年第4季度中国貨幣政策執行報告』（中国人民銀行貨幣政策分析小組編）、2006年のデータは劉（2006）からである。

社のグループローンも伸びが早く、農家少額貸付に占めるグループローンの比率は2001年の26.6%から2006年の35.8%に増大しているが、XX区のそれに比べれば圧倒的に小さい。そのため、全国の信用社はグループローンの伸びによって、農家少額貸付の増加が期待できると思われる。

以上より、農家少額貸付は、XX区でも全国で見ても急速に拡大しており、大きく発展しつつある。農家少額貸付が大きな発展を遂げた原因は、まず、前述のように、農家は大きな潜在的資金需要³⁴⁾(注4と5、また農家借金の用途は注4を参照)があること、また、農家少額貸付は相対的に低金利で、かつ事前の信用調査によって信用枠を設定することにより迅速に借りられるという利便性もあったこと、さらに高返済率を維持できたことや前述の信用調査の費用の転嫁によって少額貸付を商業的に継続できる事業にしたこと(楊2003)、などである。農家少額貸付の事業は全国の農村に広く拠点をもつ農村信用社が一斉に取組んだため、今までほとんどなかったフォーマル金融機関のサービスやその利益は全国の3割ぐらゐの農家が享受できるようになった。

さらに、XX区に比較してより全国の信

用戸比率や農家少額貸付の伸びは小さいが、XX区が貧困地域であるところから見れば、全国の信用戸や農家少額貸付の更なる増加が期待できると思われる。

(2) 農家少額貸付の問題と限界

農家少額貸付はここまで明らかにしてきたように、大きな成果を挙げつつある。だが、同時にこの制度の問題点や限界も信用調査のプロセスを詳しくみの中で露呈してきている。

① 貸付上限と返済率のトレードオフ

農家少額貸付では貸付額が大きくなるほど、返済率が低下する。何・李(2005)は浙江省と寧夏回族自治区の6信用社の調査(2003)によってこの相関を確認している。ただし、貸付金額と直接的な返済との繋がりだけではなく、金額は「借り継ぎ」³⁵⁾を介する間接的な返済にも影響している。返済資金が不足した場合、金額が大きくなるほど、資金調達が難しくなる。このため、換金できる資産に基づいて農業の不確実性に対処するというシステムでは、貸付額が大きくなるほど貸倒れリスクが大きくなる。従って、信用社は、高返済を実現するために、前述のように

表9 XX区農村信用聯社における農家少額貸付の残高 (単位: 万元)

項目	年	2002	2003	2004	2005	2006
農家少額貸付		1,682	4,142	24,034	35,740	40,263
農家戸別ローン		1,662	2,718	8,928	11,766	14,866
農家グループローン		20	1,424	15,106	23,974	25,397
農家少額貸付に占めるグループローンの比率		1.2%	34.4%	62.9%	67.1%	63.1%
農家少額貸付の増加率		—	146.3%	480.3%	48.7%	12.7%
貸付に占める農家少額貸付の割合		3.5%	7.2%	32.0%	40.5%	35.6%
貸付		47,538	57,363	75,029	88,331	113,053
貸付の増加率		—	20.7%	30.8%	17.7%	28.0%

出所: XX区農村信用聯社の資料。

注: 貸付はまた農業集団貸付、郷鎮企業貸付、他の貸付などを含んでいる。

次のような工夫をしている。

まず、農家の換金できる資産に比例して貸付上限額を決めるのではなく、大まかな3、4級の信用戸の格付けを設定している（XX区で3級、前掲の表5を参照）。

また、これにより、信用戸の換金できる資産は、その信用級に対する換金できる資産より高いとしても、上の信用級の換金できる資産に達しないと、より多く貸付を受けられない。たとえば、表5において、農家の換金できる資産は6千元以上1万元未満の場合、彼が借りられる貸付上限は2級の4千元しかない。つまり、返済を確保するために貸付金額は換金できる資産に対し相対的に小規模に決められている。

こうした貸付上限設定により、貸付額が低くなり、農家の多額の資金需要が満たされないという問題がある（楊2005、何・李2005など）。この問題に対しては、信用社の経験の蓄積によって、貸付上限を上げ、信用戸の級を細分化して信用級の数を増やすことで部分的に解決できると期待される。XX区では貸付上限を上げる解決策が実施されており、2002年7月以前、3級の場合、貸付上限が1千元とされたが、現在は3千元となっている。また、XX区での経験から見れば、多額の資金需要を満たすためには、グループを実効のあるものにし、グループローンを多く発展させることが有効であると思われる。

② 貧困救済と農家少額貸付

XX区において、換金できる資産によって貸付限度を定める農家少額貸付は、資産が4000元に満たない極貧困層を排除している。これは、換金できる資産と返済率が関連を持つとすれば、資産のない、あるいは少ない者への貸付は貸倒れリスクが大きいので、高返済率を要件とする制度では高返済率が見込め

ない極貧困層への貸付は困難であるという判断からである。前述のように、信用社の経験の蓄積によって、信用戸となる条件を緩める可能性はあるが、農家少額貸付は無償援助ではなく、回収しなければならない貸付であるため、極貧困農家への資金供給は困難である。

③ 農業の不確実性による貸倒れに懸念

農業の不確実性、具体的に凶作などは、借り手農家全体が一挙に返済能力を低下させるという事態である。このような一挙的な返済能力低下が生じれば、農村信用社は一気に採算が採れなくなり、農家少額貸付の継続が難しくなる問題がある。

XX区では、ほとんど全ての農家少額貸付は農牧業に関連する生産、流通用に使われているため、農業の不確実性に直面しているはずである。XX区では、2006年には農家少額貸付の返済は上手く進んだが、2006年秋から2007年まで連続して早魃の損害が大きかったため、2007年に入ると返済不能がやや増加した。同年の農家少額貸付は減少し、その返済率も少し低くなった（表7）。これはXX区農村信用聯社の存続にまで影響しなかったが、農業の不確実性は農村信用社にとって回避できない問題であり、特に不作のような問題がより厳しくなり、さらに何年も積み重なると、不良債権が漸増するはずである。こうなれば、農家少額貸付制度そのものが維持できなくなる。この問題は金融機関だけでは対処が難しく、したがって政府の関与が必要になるだろう。

結語 結論と今後の課題

本論文では、高返済率を達成している農家少額貸付と信用調査を考察してきた。信用調査の具体的な内容を明らかにすることを通じ

て、農家情報の収集・処理や、信用調査を支えるインセンティブ構造を解明した。信用調査を支えるインセンティブ構造によって、信用調査はスムーズに進んでおり、入手した農家情報の信憑性が高くなっている。これにより、農家情報の非対称性が克服される。こうした情報に基づいて、貸倒れリスクの高い農家を信用戸から排除するように、信用戸の判定が行われている。そして、貸倒れリスクを減少させるために信用戸格付けがなされ、貸付額が農家返済能力範囲に低く抑えられる。こうして行われている農家少額貸付は、借り手に対する返済へのインセンティブや圧力によって、高返済が実現されている。

農家少額貸付の実態については、中国農家の約3割が農家少額貸付の恩恵を受けている。すなわち、信用枠内ならば、低金利で極めて簡単に素早く貸付を受けることができるようになった。今までほとんどなかったフォーマル金融機関のサービスが農民に提供されることになった点は評価できる。さらに、政治的キャンペーンである信用調査を利用して高返済率を実現しているという点も制度の成功した点といえるだろう。

しかし、高返済率を実現するために、信用戸となる条件（換金できる資産）が高く設定され、貸付上限が農家の換金できる資産より

低く決められている。そのため、農家の資金需要を満たせないことが起こりうる。これに対処するためには、次のような方法が考えられる。まず、高返済率を確保しながら、貸付上限を高め、農家の多額の資金需要を満たすために、信用戸の評定方法の改善や信用戸の級の細分などが求められる。また、XX区における経験によれば、より多額の貸付が受けられるグループローンの発展に注力すべきである。さらに、信用戸となる条件（換金できる資産）を緩め、より多くの農家を信用戸と評定できるようにする必要がある。ただし、高返済率を確保するためには、信用戸となる条件を無限に緩めることはできないので、極貧困農家への資金供給には限度があり、他の援助方法が必要である。

最後に、農業の不確実性による貸倒れは、信用社などの金融機関自身だけでは対応しきれないところがあるため、政府の多くの関与が必要である。しかし、中国農業保険の発展は非常に遅れている。中央財政投入による農業保険（政策性農業保険）の試行は、2007年に指定された吉林省など6省から始まり、2008年に16省まで拡大されたが、政策性農業保険は、条例の策定中にあり³⁶⁾、法的な規範や規制の欠如に直面している。

注：

¹⁾『中国金融年鑑2007年』。

²⁾1979年まで、中国の金融システムは中国人民銀行による単一体制であった（齊2000）。この間、中国農業銀行は設立・廃止を繰り返し、最終的に1979年に復活となった（山本1999）。建国後、農民の協同組合である農村信用社は、まず、社会主義的改造の手段として位置づけられ、政治的な方面に重点を置かれ、また、業務水準の向上のために、国家銀行（人民銀行か農業銀行か）に統合され、さらに、人民公社の形成に合わせ、人民公社や生産大隊、国家銀行に交互に組み入

れられた（齊2000）。

³⁾何（2002）によると、農家少額貸付制度に取り組み以前に、信用社から貸付を受けられた農家は全体の19.4%にすぎなかった。

⁴⁾インフォーマル金融は把握が難しいが、社会科学院農村発展研究所の1998年の調査では、借入希望者のうち72.6%に当たる119戸は実は借入できたが、その借入の86.6%はインフォーマルルートからであった（阮2000）。また、曹（2000）などによる15省・区における調査では、農家借金は1995年から1999年まで70.22%が個人からの借り入れであった。そして、1995年から1999年ま

での農家借金の内、用途が分からない借金(11%)を除いて、生産用借金の割合は46.3%であり、非生産用の42.7%より高い(曹2000)。王・李・霍(2007)も陝西省248農家の調査によって、2001年から2005年までの生産用借金は96.42万元であり、非生産用借金の85.2万元より多いことを明らかにした。

- ⁵⁾ グラミン銀行は1976年、ムハド・ユヌス博士による、貧困を削減するためのプロジェクトとして始まり、1983年に銀行として正式に設立され、農村の貧しい人々に無担保の少額貸付を提供している。その特徴は、5人組のグループを作って、この5人で連帯して返済に責任を持つなどである。驚異的な高返済率がマイクロファイナンスを世界中に広めた大きな要因である(坪井2004)。
- ⁶⁾ 主に前述の扶貧合作社、四川省郷村協会などの郷村協会である。
- ⁷⁾ 徐・袁(2007)によると、80%以上の組織が西部にあることが明らかになった。
- ⁸⁾ それは、最貧困層では「何も持たない者は失うものもない」(岡本・栗野・吉田編1999)という形でのモラル・ハザードが生じていることに原因があった。一般的に、所得や資産が少なくなればなるほど、返済能力だけでなく、返済の意思も希薄になるのである。
- ⁹⁾ 農行の機関数は1997年の63,676から2005年の28,232まで44%も減少した(『中国金融年鑑』の2000年と2006年)。
- ¹⁰⁾ 郵便貯金は農村にも支店を持つが、2005年までは預金を吸収するのみで、農村での貸付を行っていなかった。2006年からは貸付の試行を始めているがまだ農村金融に本格的に参入するに至っていない。2007年3月に中国郵政儲蓄銀行に改組され、農家や小企業向けの少額貸付を業務とする商業銀行へ移行しつつある(中国郵政儲蓄銀行のウェブサイト、<http://www.psb.com/>[2008年6月10日])。また、農村には「農村合作基金会」や「村鎮銀行」がある。農村合作基金会は人民公社の解体後、自然発生した集団所有制の財産を管理する代替組織で、さらに農民から資金を吸収し農家に貸し付けていたが、管理ルールの確立が進まず、ガバナンスが難しかったため1999年に「清理整頓農村合作基金会工作方案的通知」によって廃止された。村鎮銀行は2007年の農村金融の自由化によって設立された新しいタイプの銀行であるが、その数はごく僅かである。
- ¹¹⁾ 農行による、農家への貸付(農行貸付に占める割合)は1997年の1,531億元(15.6%)から2000

年の1,288(8.4%)へ、郷鎮企業への貸付は同年の1,515億元(15.4%)から1,413(9.2%)へ同時に減少した(阮2000と河原2005)。

- ¹²⁾ その支店は2005年にもほとんどの県レベルまで設立されたが、郷村にはない。中国農業發展銀行のウェブサイト、<http://www.adbc.com.cn/>(2009年4月13日)。
- ¹³⁾ 1997年末に信用社の不良債権比率は約4割に達した(阮2000)。そして、信用社は郷鎮企業への貸付に傾斜しているが、郷鎮企業への貸付は不良債権化率が高かったことに対し、農家への貸付は返済率が高かった(阮2000)。
- ¹⁴⁾ 何(1999)の調査によれば、農家の借入の月利子率は同時期のフォーマルな金融機関の利子率の3倍であった。また、温(2001)の調査では、インフォーマル金融の発生率は95%に、高利貸の発生率は85%に達した。温鉄軍は、高利貸は農村においては特別な現象ではないと主張している。
- ¹⁵⁾ 貸付員は中国語で信貸員であり、いくつかの村の農家の貸付を請け負う信用社の職員である。また、貸付員はふつうこれらの村の状況をよく知っている。貸付員は村ごとに置かれる場合もあるが、いくつかの村を担当することもある。貸付員の数は村における仕事量などによって決まる。
- ¹⁶⁾ 貸付額がより高くなり、農家が簡単に返済できない場合、グループローンは機能する可能性があると考えられる。
- ¹⁷⁾ 信用社の数が減少傾向を呈している。その背景としては、長期的な赤字状態から抜け出すために、信用社は統廃合しており、そして、1郷1信用社のために、県下の信用社を県聯合社に統合していること、などである。
- ¹⁸⁾ XX区の場合、信用戸(信用調査)の有効期限は基本的に3年である。農家は様々な時点で信用戸の資格を得るが、それらはいずれも選定から3年間の期限を与えられている。したがって信用調査は一斉に行われたわけではない(XX区の支店である上官地鎮信用社では2003年1月1日から2005年12月20日までや、2004年から2006年12月20日までの有効期限があった)。なお、グループローンの場合は、期限はグループと信用社が協議して決めるが、3年以内である。
- ¹⁹⁾ 2003年の所有権改革以前、郷・鎮における信用社も、その上部機関である農村信用聯合社も独立の法人であった。所有権改革では、郷・鎮における信用社は法人資格がなくなり、農村信用聯合社の一部となる。こうした改革を契機にし、XX区農村信用聯合社は、XX区農村信用聯社に改名

- した。
- ²⁰⁾ 2007年からも筆者は筆者の調査対象と連絡を取り続けており、農家少額貸付に関して部分的な調査をしている。
- ²¹⁾ 中国政府は東部沿海地域と西部内陸地域の経済格差を縮小し、東部と西部の同時発展を実現するために、2000年に内モンゴル自治区や貴州省、重慶市など12の省・自治区・直轄市で開発政策を開始した。蘭辛珍 (2004)、「西部大開発実施5年の成果と問題点」、『北京週報』No.51、<http://www.bjreview.cn/Jp/04-51/51-jinji.htm> (2009年4月10日)。
- ²²⁾ 資料出所は『内モンゴル統計年鑑』2001年版および2006年版。
- ²³⁾ 信用社へ出資している人は、中国語で「社員」と呼ばれ、出資者であれば「社員証」が配られる。農行と分離した信用社は多額の不良債権を抱え、赤字経営にあることが明らかになっている。2001年に不良債権比率は44.2%でかなり高く(『中国金融年鑑』[中国金融学会編の2003年]と『中国貨幣政策執行報告』[中央銀行編の2007年第三季])、そして1997年に赤字を出した信用社は全体の42%であった(嚴2002)。こうした信用社は、自身の経営で不良債権を処理することが困難である。そのため、増資増株は自己資本の充実と不良債権処理の方法として求められている。たとえば、浙江省鄞州農村合作銀行の設立において、2002年10月、不良債権比率は18.3%であった。その後、2.2億元の出資金を募集して不良債権を処理し、2004年9月末に不良債権比率は2002年10月より大幅に(11.45%)低下して6.85%となった(阮蔚、2005「今月の焦点 海外経済金融 再度の改革に突入した中国農村信用社——中国初の農村株式合作銀行の事例」『金融市場』農林中金総合研究所 16 [1] 43-47頁)。なお、農村信用社は、もともとは農民の協同組合であったが、農民金融に力を入れていなかったために、社員(出資者)比率は必ずしも高くなかった。
- ²⁴⁾ とくに返済状況は信用調査で重視される項目であり、過去に返済不能に陥ったことがあれば、原則的に信用戸の資格を失い、また返済遅延があれば、普通は格付けで1級降格される。
- ²⁵⁾ XX区では、異議を唱える農家は極めて少なかった。だが、異議がある場合、インフォーマル金融で債務不履行のことがあればぶつう信用戸にはなれない。また、実は多くの借金があり、あるいはあまり働いていないという労働の実態などがあれば格下げになる。さらに、無影響という判断を下すこともある。
- ²⁶⁾ 「資信証」は農家が信用社の信用戸として、信用社から貸付を受けることができることを示す証書である。それに農家の名前、貸付上限額に加えて、実行された貸付や返済の履歴が記入される。
- ²⁷⁾ 信用社への出資者であることを示す証書である。
- ²⁸⁾ これは、1996年に農行の末端組織から離れ、独立した経営となった信用社がそれまで貸付を集中させていた郷鎮企業が、1990年代半ばに厳しい競争に巻き込まれ、多くが債務超過に陥ったためである。通常ならば、信用社に対する取り付け等が生じるはずだが、信用社は国家機関と見なされていたために、高い不良債権比率が信用社の経営に直接影響を与えることはなかった。そして期待通りに、2005年に中央銀行による不良債権処理が行われ、不良債権比率は大きく減少した。
- ²⁹⁾ なお信用組は、「組」という村よりも下の最下部単位について同様に基準を決め、認定された組が優遇される仕組みだが、一般的ではない。
- ³⁰⁾ XX区では信用郷(鎮)は以下のすべての条件が揃った郷である。①鎮政府による経済発展企画が国家の産業政策に合致していること、②健全な幹部団体があること、③信用村や信用戸の評価、信用社の貸付や貸付の回収を郷(鎮)が支援すること、④村の50%以上が信用村となること、⑤信用社の不良債権率が20%以下で、新たな貸付の返済率が95%以上であること、これら5つの条件である。
- ³¹⁾ たとえば、貴州省では信用村、信用郷(鎮)という2つの条件に達したときは、利子率の20%の割引が得られる。(譚標、2008年4月27日、「貴州省聯社黔東南弁事処情系雷山信用村」、中国農村金融網、<http://www.2000y.net/107579/index.asp?xAction=xReadNews&NewsID=37878> (2008年5月2日))
- ³²⁾ XX区農村信用聯社の「貸付金利表」(2006年8月19日)によると、信用戸への貸付利子率(月)は6ヶ月以内9.0675%、6ヶ月超~1年以内で9.945%であり、これは非常に低い金利である。
- ³³⁾ XX区におけるグループローンが大きく増加した原因は、①農村に多額の資金需要があり、そしてこれらの農家がより多くの資産を持ち、返済能力があると判断でき、グループを結成する希望があること、②グループメンバーに返済の連帯責任を履行させるために、当地の法律機関からの協力を得ていること、③各戸ごとに資金のニーズに違いがあり、グループ内での返済能力と資金ニーズの調整という困難に対して、XX区農村信用聯社が、グループローンを各メンバー

に均等に分けて貸し出していること、である。

- ³⁴⁾ 四川省・雲南省、貴州省における1,174,189農家に対する人民銀行成都支店の調査によると、2003年2月に、60%の農家は資金需要があり、農家の資金需要の平均は6,385元であることが分かった (Gao=Ishida2005)。
- ³⁵⁾ 一時的に返済できない場合、どこからか借金をしても農家少額貸付を返済し、また少額貸付を借り入れることである。
- ³⁶⁾ 農業部、2009年2月、「2009年農業政策法規工作要点」、農業部、http://www.agri.gov.cn/xxgkzdt/t20090302_1227728.htm (2009年9月8日)。

参考文献：

上西英治、2007、「マイクロファイナンスの意義とその課題」、『地域政策研究』第10巻第2号、63-75頁。

岡本真理子・栗野晴子・吉田秀美編、1999、『マイクロファイナンス読本：途上国の貧困緩和と小規模金融』、明石書店。

加藤謙、昭和58(1983)、『農業金融論』、明文書房。

河原昌一郎、2005、「中国における農村金融の展開と農村信用社の組織的性格(下)」、『農林水産政策研究』、No.9、1-32頁。

阮蔚、2000、「外国事情 中国農家の資金需要と農村金融の体制——農業生産資金の需要とフォーマル金融機関の問題を中心に」、『農林金融』、農林中央金庫、農林中金総合研究所53(11)、757-775頁。

厳善平、2002、「改革時代の中国における農村金融制度と実態」、『桃山学院大学経済経営論集』第44巻第2号、107-126頁。

齊文波、2000、『中国農村協同組合金融の現状と改革』、筑波書房。

坪井ひろみ、2004、博士論文の『グラミン銀行の社会開発における役割に関する研究』、山口大学大学院東アジア研究科。

鄭蔚・谷口憲治、2003、「中国農村金融における協同組合化改革展開論の課題と方法——中国農村信用合作社を対象として」、『島根大学生物資源科学部研究報告』、島根大学生物資源科学部、第8号、63-69頁。

三重野文晴、2004、「マイクロ・ファイナンスの金融メカニズム」、絵所秀紀・坂穂光彦・野上裕生編、『貧困と開発』、日本評論社、130-158頁。

山本裕美、1999年、『改革解放期中国の農業政策-制度と組織の経済分析-』、京都大学学術出版社。

Gao Wen and Masaaki Ishida、2005、「the Entry of the Chinese Rural Credit Cooperative into

Microfinance Market - A Case Study in Chengdu City Sichuan-Province - 」、『The bulletin of the Faculty of Bioresources, Mie University』、No.32、pp15-29。

曹力群、2000、「農村金融改革と農戸借貸行為研究」、『中国農村研究報告』、香港中文中国研究服務中心、<http://www.usc.cuhk.edu.hk/> (2009年3月9日)

重慶調査隊、2005、「農戸小額信用貸付存在の問題と建議」、中国三農調査網(中国農村統計学会農村分会)、<http://www.sannong.gov.cn/fxyc/ncjifx/200510261198.htm>(2006年7月3日)

杜小山・劉文璞など、2001、『小額信貸原理及運作』、上海財經大學出版社。

何広文・李莉莉、2005、『正規金融機関小額信貸運行機制及其續効評価』、中国財政經濟出版社。

何広文、2002、「農戸小額信用貸款の制度續効、問題及対策」、『中国農村信用合作』、第11期、11-13頁。

何広文、1999、「從農村住民資金借貸行為看農村金融抑制と金融深化」、『中国農村經濟』第10期、42-49頁。

姜信、2006、「扶貧貼息貸款管理使用中存在的问题及建議」、巴林左旗扶貧開發弁公室、『扶貧開發信息』第72期。赤峰扶貧開發網、<http://www.cfwl.cn/> (2008年6月6日)。

李莉莉、2006、『農村小額信貸』、中国社会出版社。

劉明康、2006年12月26日、「調整放寬農村地區銀行業金融機構準入政策 積極支持社会主义新农村建設」、中国銀行業監督管理委員會、<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/jsp/docView.jsp?docID=2938> (2008年7月4日)。

内モンゴル自治区統計局、2001と2003-2007、『内モンゴル統計年鑑』、中国統計出版社。

王麗萍・李平・霍学喜、2007、「西部地区農戸借貸行為分析-基于陝西248家農戸的調查与思考」、『電子科技大学学報(社科版)』、第9巻第1期、22-27頁。

温鉄軍、2001、「農戸信用と民間借貸研究-農戸信用と民間借貸研究課題主報告」、中国經濟信息网、<http://www.cei.gov.cn/> (2009年7月20日)。

吴国宝、2001、『中国小額信貸扶貧研究』、中国經濟出版社(北京)。

徐忠・袁国良、2007、「中国非政府組織小額貸款的实践与評價」、『上海金融』、第3期、19-23頁。

楊大楷・郭春紅、2007、「小額信貸可持續發展：困境与出路」、『上海金融』、第3期、14-18頁。

楊家才、2003、『農戸小額信用貸款實証研究』、『金融研究』、第3期、86-97頁。

楊林娟、2005、「農村信用社農戸小額信貸存在的

問題与対策－以甘肅省肅州区為例』、『甘肅農業大學學報』第40卷第4期、571－574頁。

中国金融学会、2000-2007、『中国金融年鑑』、中国金融年鑑編輯部。

中国人民銀行貨幣政策分析小組、2005、『第4季度中国貨幣政策執行報告』、中国人民銀行。中国人民銀行ウェブサイト、<http://www.pbc.gov.cn/> (2008年6月7日)

国家統計局、2006、『中国統計年鑑』、中国統計出版社。

謝辞：

本論文の作成に当たって、山口大学植村高久教授からご指導を多く頂いた。また、筆者の調査地における信用社の人達は多くの協力を下さった。山口大学阿部泰記教授からは極めて貴重なコメントを頂いた。この場を借りて感謝申し上げる。ただし、本論文のあり得る誤謬の責任はすべて筆者にある。